

令和2年10月

伊那市議会臨時会議案書

(関係資料)

令和2年10月28日

令和2年10月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	令和2年度伊那市一般会計第6回補正予算について……………	3
議案第2号	令和2年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算に ついて……………	4
議案第3号	財産（土地）の取得について……………	5
議案第3号関係資料	伊那インター工業団地拡張用地位置図……………	7
議案第4号	財産（土地）の取得について……………	8
議案第4号関係資料	伊那インター工業団地拡張用地位置図……………	10
議案第5号	訴えの提起について……………	11

令和 2 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 10 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 1 0 月 2 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|--|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪2148番219 | ほか11筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 畑 | |
| 3 | 地積 | 29,397.78平方メートル | |
| 4 | 取得予定価格 | 109,653,716円 | |
| 5 | 相手方 |  |  ほか10人
(別記のとおり) |

令和2年10月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。



取得用地の概要

地番	伊那市西箕輪 2148 番 219 ほか 11 筆
地目	畑
地積	29,397.78 m ²

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 地番 | 伊那市西箕輪2148番749 | ほか10筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 畑 | |
| 3 | 地積 | 17,352.82平方メートル | |
| 4 | 取得予定価格 | 64,726,015円 | |
| 5 | 相手方 |  |  ほか5人
(別記のとおり) |

令和2年10月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那インター工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。



取得用地の概要	
地番	伊那市西箕輪 2148 番 749 ほかに 10 筆
地目	畑
地積	17,352.82 m ²

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名 所有権移転登記手続請求事件

2 当事者

原告 伊那市

被告

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]
- (7) [Redacted]

3 事件の概要

- (1) 伊那市は、平成 28 年度から市道環状南線の事業を実施し、必要な工事を行っている。
- (2) 伊那市西町 5 3 6 1 番地の墓地一部の草地 22.48㎡は、環状南線の用地の対象であるが、登記簿謄本によると明治時代における 5 名の所有者しか記載されていないので、市において調査したところ、実際上は、本家に当たる [Redacted] 氏が先代からの頃から長きにわたって管理し占有していたことが認められた。
- (3) そこで、法的には、[Redacted] 氏が時効取得（仮に他人の土地であっても 20 年

間占有し管理しているとその人が土地の所有権を取得できる民法上の制度)しており、 氏の所有となっていることが判明した。

- (4) よって、伊那市は、 氏と令和2年7月29日に本件土地の売買契約を締結して本件土地の所有権を取得した。
- (5) ただし、本件土地の登記名義を伊那市に移転するには、明治時代の所有名義者の相続人58名全員から所有権移転登記手続に必要な書類を提出してもらう必要がある。
- (6) これまでに、58名中51名から必要書類の提出を受けたが、残りの7名については協力をしてもらえない状況である。
- (7) そこで、予算の関係上、令和2年度内に伊那市に所有名義を移転する必要があり、これらの7名を被告として長野地方裁判所伊那支部に所有権移転登記手続請求訴訟を提起せざるを得なくなった次第である。

4 請求の趣旨

被告らは、原告に対して、本件土地について昭和26年1月9日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 顧問弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 本件訴えの提起前又は後において、相手方の死亡に伴う相続が発生し、相手方を変更する必要がある場合には、その相続人を相手方とする。
- (3) 和解、上訴その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

6 提訴裁判所 長野地方裁判所伊那支部

令和2年10月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

環状南線道路整備事業に係る時効取得を原因とする所有権移転登記手続に関し、訴えを提起するため、提案するものであります。